

平成30年度

— 第17回（定例・臨時） —

## 教育委員会議事録

開 会	平成31年2月21日	14時30分				
閉 会	平成31年2月21日	15時20分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	欠	森本哲次	出
	高本恭子	出	上野周真	欠		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

## 議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例にかかる県議会からの意見聴取について</p> <p>報告事項 1 仮処分申立について</p> <p>報告事項 2 教育財産の用途廃止について</p>	<p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○吉田教育長「出席者の点呼をとります。花山院委員、森本委員、高本委員、おそろいですね。本日は佐藤委員と上野委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。ただ今から、平成30年度第17回定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>奈良県教育委員会会議傍聴規則第2条の規定に基づきまして、1名の方が傍聴券の交付を受けています。」</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項1については、意思形成過程であるため、報告事項1は、教育委員会が関係する争訟中の案件に関する情報であるため、当教育委員会においては非公開議案として審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員の皆様の議決をいただきましたので、本日の議決事項1、および報告事項1については非公開議案として審議することとします。」</p>	<p>可 決</p>
<p>報告事項 2 教育財産の用途廃止について</p>	
<p>○吉田教育長 「教育財産の用途廃止について、報告をお願いします。」</p> <p>○森井企画管理室長補佐 「教育財産の用途廃止について、ご報告します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号において、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産、いわゆる『教育財産』の管理については、教育委員会が所管する事務とされており、一方で、地方自治法第238条の2第3項では、『普通地方公用団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない』とされており、教育機関の用に供さなくなった施設については、教育財産としての用途を廃止した上で、知事に引継ぎを行わなければなりません。その中で、教育委員会では、設置条例の改廃等により廃止した教育機関について、廃止後の利用・処分方法が決まるまでの間、教育財産としての用途の廃止を行わず、設備の維持管理や処分に向けた手続きを行ってきました。しかし、学校その他の教育機関の用に供しなくなった財産を教育財産とし続けることについては、施設等の実態と合わないことから、今般、教育委員会が管理を行っている廃止済の教育機関について、教育財産としての用途の廃止を行い、知事への引継ぎを行うこととしました。対象となる施設は、奈良</p>	

## 議 案 及 び 議 事 内 容

工業高校、山辺高校職員宿舎、志貴高校、高田東高校、御所東高校、大淀寮、吉野寮、吉野高校西河寄宿舎の8施設で、管財課との事前協議が完了した施設から順次、引継ぎの手続きを行ってまいります。引継ぎの手続きについては、お配りしている資料の3.に記載のとおりで、奈良県公有財産規則に基づき、規則上公有財産の総括権者である総務部長への協議、引継ぎを行ってまいります。また、今後新たに教育機関の用を廃止した教育財産が出てきた際は、総務部長と協議の上、教育財産としての用途の廃止を行い、速やかに引継ぎを行うこととしてまいります。なお、総務部長に引継ぎ普通財産となった施設のうち、行政効率の向上等の観点から、次の利用や処分に向けた諸手続及び維持管理を教育委員会が行った方が良くと総務部長が判断したものについては、地方自治法第180条の2に基づく委任や補助執行の形で教育委員会が管理を行うことがあります。実際、この方法で教育委員会が用途廃止後の財産の管理を行っている例は、複数の県で見られます。なお、その場合の該当施設の管理については、管理に適していると考えられる学校その他の教育機関の長に対し、通知の発出という形で教育長から管理を命ずることになります。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○教育長 「教育委員会が管理を行っている廃止済の教育機関は、これ以外ないのですね。」

○森井企画管理室長補佐 「教育財産として管理しているものはこれだけです。この他に、社会教育センターや教職員住宅など、すでに普通財産となっておりそれを補助執行の形で管理しているものはあります。」

○吉田教育長 「片桐高校はどうなっていますか。」

○森井企画管理室長補佐 「行政財産です。」

○吉田教育長 「管財課との事前協議が完了した施設から順次、引継ぎの手続きを行うということですが、順番が決まっているのですか。」

○森井企画管理室長補佐 「現在の施設の利用実態はさまざまです。使用せずに処分に向けた手続きを進められるところもありますし、書類の保管をしていたり物品が入っている施設もありますので、施設が今どのように利用されているかを考えながら、管財課とどのようにするのが良いか協議することとなります。」

○吉田教育長 「志貴高校なら運動場でしょうか。奈良工業高校はどうなりますか。」

○中西学校支援課長 「奈良工業高校の跡地については、建物の除却を進めて、来年度は汚染土壌の除去工事を行います。」

○吉田教育長 「その除去を行ってから協議に入るということですね。」

○中西学校支援課長 「基本的には利用していない状況ですので、ここはまず協議を進めていきたいと思います。」

○花山院委員 「この中では、たとえば高田東高校など、比較的以前から利用していない施設も

## 議 案 及 び 議 事 内 容

あると思います。ここはどうなりますか。」

○森井企画管理室長補佐 「高田東高校は平成19年3月に閉校しています。志貴高校と同時です。奈良工業高校と御所東高校は平成21年3月です。志貴高校は普通財産に変えて運動場を貸しています。」

○吉田教育長 「校舎と運動場とそれぞれ別に扱っているのですか。」

○中西学校支援課長 「志貴高校の跡地について、運動場の敷地は普通財産に変えて県がサッカー協会に貸し出しています。校舎の敷地はまだ教育財産として教育委員会が管理しています。」

○吉田教育長 「敷地を教育財産や普通財産としているのですか。建物は関係ないのですか。」

○中西学校支援課長 「建物及び土地です」

○吉田教育長 「それでは、体育館の建物のみを普通財産とすることもできるのですか。」

○中西学校支援課長 「体育館の建物のみを普通財産とすることもできますが、そのときの土地の利用目的を考えますと、基本的には同じようにすべきだと思います。」

○吉田教育長 「学校の体育館とその土地というように、学校の施設を部分的に切り離して普通財産とすることは可能ですか。」

○中西学校支援課長 「可能です。」

○花山院委員 「高田東高校は閉校して10年以上経過していますよね。今までは教育委員会の財産だったんでしょうけれども、建物でも利用するつもりがあるのなら、通常なら窓を開けに行ったりすると思います。ずっと閉めっぱなしで10年くらい経過しているということ、利用するとしても、耐震強度などさまざまなことがありますから、いずれにしても現在はそういう状態のものであるということですね。建物によっては、ちゃんと物入れとして使って管理しているところもありますが、廃屋というか、利用できない状態に置いてあるものもあるのですね。」

○吉田教育長 「議会でも質疑があったりしました。きちんと財産管理をしていこうという話から来ているものです。」

○森本委員 「寄宿舍や寮も同じですか。今は誰もいないのですね。使っていないということですね。」

○吉田教育長 「吉野高校西河寄宿舍と吉野寮は違うのですね。」

○中西学校支援課長 「吉野高校西河寄宿舍は、吉野寮ではなく吉野高校の併設寮です。吉野高校の校舎内ではなく、少し離れていて川上村にあります。」

○吉田教育長 「旧吉野林業高校の寄宿舍ですか。」

## 議 案 及 び 議 事 内 容

○中西学校支援課長 「そうです。」

○森本委員 「現在は使っていないということですね。」

○高本委員 「吉野林業高校の時代に、川上村に『あいぜん』という実習林がありました。吉野林業高校が吉野高校と統合された時に国にその実習林を返し、そのため、この寄宿舍を使うことがなくなったはずです。」

○吉田教育長 「なぜこれだけ残っているのですか。吉野林業高校の校舎や校地はどのような財産になっているのですか。吉野林業の校地に寄宿舍があるのですよね。」

○中西学校支援課長 「寄宿舍は吉野林業高校から離れたところにありますが、もともとの吉野林業高校の土地については管理しておりません。」

○吉田教育長 「そうですよね、教育委員会で管理していないですよ。また吉野林業の校舎とは別のところにあったんですよ。なぜそのようなものが置いとかれているのですか。調べておいてください。とはいえ、まだ教育財産として残っているのですね。大淀寮はどうですか。」

○中西学校支援課長 「大淀高校の併設寮で、高校敷地とは道を挟んで向かいにあります、今は使っていません。山辺高校の職員宿舎と同じように、高校の近くにいます。」

○吉田教育長 「大淀高校の校地内にあるのではないのですね。」

○中西学校支援課長 「校地内ではないですが、道を挟んで隣接しています。実体上使っておりませんが、管理だけしています。」

○吉田教育長 「大淀高校はそこを利用しないのですか。」

○中西学校支援課長 「使える状態ではないです。」

○吉田教育長 「たとえば榛生昇陽高校にも敷地内に寮がありますよね。それは寮自体も何らかの用途で利用していますよね。寮として使っているのではない、学校が有効活用していますよね。ですから、高校の道を挟んだ向かいにある土地であっても、何かに利用するという事はないのですか。」

○中西学校支援課長 「現時点では、建物を撤去して大淀寮の敷地を他に使う利用目的がありません。」

○吉田教育長 「ないのですね。」

○高本委員 「大淀高校の生徒は減少してきているのですか。」

○吉田教育長 「新しい学校になれば、また増えると思います。」

○花山院委員 「校舎の周囲で空いている場所があれば、だんだん教職員の駐車場になっていく

## 議案及び議事内容

ことが多いと思います。車で通勤する教職員は多いですから。しかしながら、生徒のいる学校敷地に車を乗り入れるので、危険もあると思います。敷地が空いているのであれば、校地の近くなから教職員の駐車場にすればいいのではないかとと思いますが、それはそれでまた考えてもらったらいいのかな、と思います。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問ありませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項2については承認します。」

### 非公開議案

議決事項1 奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例にかかる県議会からの意見聴取について

報告事項1 仮処分申立について

### 非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員のみなさまにお諮りします。本日の会議を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員のみなさまの議決を得ましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。」